

令和元年 8 月 30 日

令和 2 年度の財政投融資計画要求書

(機関名 : 独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和 2 年度の財政投融資計画要求額

区分	令和 2 年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	(単位: 億円、%)	
			金額	伸率
(1) 財政融資	2,644	2,931	△287	△ 9.8
(2) 産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3) 政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,644	2,931	△287	△ 9.8

2. 財政投融資計画残高

区分	令和 2 年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	(単位: 億円、%)	
			金額	伸率
(1) 財政融資	31,988	31,786	202	0.6
(2) 産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3) 政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	31,988	31,786	202	0.6

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	3,071	3,308	△237
(内訳)			
福祉貸付	1,809	2,166	△357
医療貸付	1,262	1,142	120

資金計画

(単位：億円)

区分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	2,875	3,168	△293
(財源)			
財政投融資	2,644	2,931	△287
財政融資	2,644	2,931	△287
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	231	237	△6
一般会計補給金	35	35	—
一般会計交付金	13	15	△2
財投機関債	200	200	—
貸付回収金	2,634	2,678	△44
借入金等償還	△2,642	△2,662	19
その他	△9	△30	21

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名 : 独立行政法人福祉医療機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るために必要な社会福祉施設や、医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進するため、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

これらの施設の主な経営主体である社会福祉法人や医療法人は、非営利で公共性が高く、財務基盤も脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金調達は困難であり、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

特に少子・高齢化の進展とともに、団塊の世代が後期高齢者となり医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備は重要な課題であり、国の財政状況が厳しい中、効率的なサービス提供体制を確保するため、政策的誘導を行う機構融資の役割は引き続き重要なものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

福祉・医療分野において増大するニーズに対して、限られた資源のもと効率的にサービスを提供する体制を確保するため、福祉医療政策に沿って融資条件の見直しを適切に行いながら、事業者の円滑な施設整備・経営を支援している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

民業補完性を確保する観点から、政策的ニーズを踏まえ、融資制度の適切な見直しを実施している。また、平成17年度から福祉貸付事業、平成27年度から医療貸付事業において、それぞれ協調融資制度を導入し、さらに、平成29年度から融資対象面積が5,000m²を超える借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とするなど、民間金融機関と協調した融資を一層促進しているほか、融資や経営診断を通じて得た福祉医療のノウハウ等を民間金融機関等に提供する取組みを実施している。

<融資制度見直しの具体的な事例>

(福祉貸付)

- ・ 融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業、有料老人ホームや営利法人が行う介護事業等について、融資対象からの除外や融資条件の見直し

等の措置を講じている。

- 平成18年4月より施行された障害者自立支援法における障害者関係施設について、新体系サービスへの移行を伴わない従前の整備事業に係る融資条件の見直し等の措置を講じている。

(医療貸付)

- 病院向けの融資は原則的に建築資金に限定し、機械購入資金は先進医療等に使用する高額な医療機器（5,000万円以上で民間金融機関が融資しないものに限定）、長期運転資金は、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なもののみとしている。
- 大規模な500床以上の病院に対する融資は、政策優先度が高い5疾病・5事業等を行う事業に限定し、管理部門は融資対象外としている。
- その他、融資の利用実績が少ないものや政策的な優先度が必ずしも高くない施設・事業について、融資対象からの除外や融資条件の見直し等の措置を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成28年度においては、東京オリンピックや震災復興による資材高騰、介護人材不足等の影響により、想定していた整備計画が後ろ倒しとなり、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

平成29年度においては、資金交付及び財投運用は概ね計画どおりに実行することができたところである。

平成30年度においては、介護人材不足等による影響に加え、医療計画及び介護保険事業計画の同時開始や診療報酬及び介護報酬の同時改定があったことから、事業者がその影響を見極めたいとして施設整備に見送りが生じたこと等により、資金交付の未達が生じて財投の運用残額が発生したところである。

これらを踏まえ、令和2年度要求において、福祉貸付事業については、引き続き、過去の実績に基づき資金交付率等を見直すとともに、需要調査に加えてアンケート調査を実施し算出することにより、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

医療貸付事業についても、令和元年度の計画時の資金需要に対する当初予測に、平成30年度実績や直近の融資申込状況等を踏まえて見直しを行い、需要等の変化を適切に反映したものとしている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	1,676億円	136億円	1,160億円
運用残率	35.2%	3.9%	33.3%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

財投機関債について

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 令和2年度における財投機関債の発行内容

【一般勘定】

年限	10年
発行予定額	200億円
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

(参考)令和元年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

【一般勘定】

年限	10年
発行予定額	200億円（うち100億円発行済）
発行形態等	一般担保付（コーポレート型）
格付	(AA)を取得

なお、実際の発行金額等については、ALMや調達コスト及び市場動向等を勘案して決定

2. 要求の考え方

【一般勘定】

満期一括償還である債券と元金均等償還である貸付との間でキャッシュフローの乖離が生じるという問題があるものの、財投改革の趣旨を踏まえ、自己資金等の状況を勘案し、令和2年度においては200億円を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名 : 独立行政法人福祉医療機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

《福祉貸付・医療貸付共通》

- ① 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」
第3章 経済再生と財政健全化の好循環
2. 経済・財政一体改革の推進等
（2）主要分野ごとの改革の取組
② 社会資本整備
(基本的な考え方)

等

- ② まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」
第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
3. 地方創生の推進
(1) 東京一極集中のは是正、地方への新たな人の流れの創出

等

《福祉貸付》

- ① 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」
第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
5. 重要課題への取組
(7) 暮らしの安全・安心
⑤ 共助・共生社会づくり

等

- ② 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」
第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進
(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進
⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

等

③ 企業主導型保育事業の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充(新規要求)

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

☞ 「成長戦略フォローアップ」

II. 全世代型社会保障への改革

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(2) 新たに講すべき具体的施策

iii) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

☞ 「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

II. 全世代型社会保障への改革

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

iii) 女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

保育の受け皿整備、地域における子育て支援の充実

等

④ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（継続要求）

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(5) 資源・エネルギー、環境対策

② 環境対策

等

《医療貸付》

① 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充(新規要求)

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第1章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(2) 近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靭化の加速

等

② 医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設(新規要求)

☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(医療・介護制度改革)

等

③ 地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充（新規要求）

- ☞ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」
 - 第3章 経済再生と財政健全化の好循環
 - 2. 経済・財政一体改革の推進等
 - (2) 主要分野ごとの改革の取組
 - ① 社会保障
 - (医療・介護制度改革)
- ☞ 「成長戦略フォローアップ」
 - II. 全世代型社会保障への改革
 - 5. 次世代ヘルスケア
 - (2) 新たに講すべき具体的施策
 - i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
 - ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
 - イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等
 - ☞ 「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」
 - II. 全世代型社会保障への改革
 - 5. 次世代ヘルスケア
 - i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
 - 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

等

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 政策的必要性

独立行政法人福祉医療機構は、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通並びに病院・診療所等の設置等に必要な資金の融通を行い社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として設立されている。

国の福祉政策や医療政策の着実な推進を図るため、社会福祉施設や医療施設等の整備にあたっては、国や地方公共団体からの補助制度と連携して、設置者に対して長期・固定・低利の資金を融通しているところである。

資金の融通にあたっては、国の信用に基づいて調達した財政融資資金を活用することにより、施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人が持続的かつ安定的な施設経営を行えるとともに、福祉・医療・介護サービスの利用者の負担を軽減したサービスを国民に提供することができるものである。

2. 民業補完性

福祉医療貸付事業は、国の福祉政策や医療政策の推進を図るために必要な社会福祉施設や、医療機関の機能分化や連携の推進など政策的に充実すべき医療施設等、社会的に必要なサービス基盤の提供を確実に推進するため、長期・固定・低利の融資を行っているものである。

また、これらの施設の経営主体である社会福祉法人や医療法人は、税制上の優遇や補助金等の政策的支援が行われているものの、国の厳しい財政事情のもと、補助金の規模や補助率が縮減されてきている状況である。特に、少子・高齢化の進展とともに団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護への需要が大きくなる2025年以降に向け、福祉、医療、介護のサービス提供基盤の整備が必要なことから、金融機能として政策的に支援できる機構融資を活用することが不可欠である。

さらに、社会福祉法人や医療法人は、非営利であり、収入源が診療・介護報酬等の公定価格であるため低収益構造であること、また、人員配置等の規制や公共性という観点から求められる経営の持続性等により、経営・財務基盤が脆弱であるため、民間金融市場のみによる長期資金調達は難しいことから、機構融資は、そうした民業を補完して行っているものである。

3. 有効性

長期・固定・低利の特徴を活用し、政策的に優先度の高い分野や災害からの復旧・復興など緊急性の高いものについて融資条件の優遇措置等を講じるなどメリハリをつけた融資を行うことで、限られた財源による国の補助金等の政策支援を補完して、福祉医療のサービス提供の基盤整備や効率化を推進し、事業の効率性・租税負担抑制等を図っている。

なお、平成20年度から平成29年度の10年間において、福祉貸付事業では、民間の社会福祉施設に対して、施設数で8千施設、定員数で40万5千人分の整備を支援し、医療貸付事業では、医療関係施設に対して、施設数で1千5百施設、病床等数で3万2千人分の整備を支援したところである。

機構融資による主な施設の整備状況としては、次のとおりである。

区分	機構融資による整備状況	(参考) 民間施設の定員※
老人福祉施設	16万7千人	62万1千人
障害者福祉施設	2万3千人	12万7千人
児童福祉施設	21万5千人	177万人
福祉貸付事業（計）	40万5千人	251万8千人
病院	7千人	120万3千人
介護老人保健施設	2万5千人	33万2千人
医療貸付事業（計）	3万2千人	153万5千人

※民間施設の定員は平成29年10月現在の定員数

4. その他

平成30年度実績における貸倒償却率（貸付金残高に対する償却額の割合）、延滞率（貸付金残高に対する延滞債権及び破綻先債権の残高の割合）は、以下のとおりともに低く、償還確実性が確保できていると考えている。

福祉貸付事業	貸倒償却率	0. 00%
	延滞率	0. 69%
医療貸付事業	貸倒償却率	0. 02%
	延滞率	3. 68%

30年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人福祉医療機構)

1. 決算についての総合的な評価

30年度の実績は、東日本大震災の復旧・復興のための優遇融資等に伴う逆ザヤの発生等により、当期総損失（△2,876百万円）を計上した。なお、運営費交付金等については、予算の範囲内において適正な執行が図られたものと評価している。また、令和2年度予算要求においては、当該事業実績を加味した適正な必要額を要求していくこととしている。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産 貸付金の平均残高の減による貸付金残高の減

○負債 財政融資資金の平均残高の減による借入金残高の減

○純資産 当期末処理損失の減に伴う増

(2) 費用・収益の状況

○費用 財政融資資金の平均残高の減と平均利率の低下による借入金利息の減、財投機関債の平均残高の減と平均利率の低下による債券利息の減及び災害の発生等による貸倒引当金繰入の増

○収益 貸付金の平均利率の増による貸付金利息収入の増及び上記費用の減による利子補給金収益の減

(「費用」及び「収益」に係る決算の状況は、貸付事業に係る科目の増減要因について記載している。)